

令和7年

秋の火災予防運動 実施要綱

運動期間11月9日(日)～11月15日(土)

推進機関：豊川市消防本部（署）、豊川市防火安全協会

全国統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

「秋の火災予防運動」は、一人ひとりが身の回りの火の取り扱いに注意して、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。

重点項目		推 進 事 項
1	住宅の 防火対策	・住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理、経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進 ・たばこ火災に係わる注意を促す広報の強化 ・火気使用設備・器具及び電化製品等の点検整備 ・高齢者等の要配慮者への防火・防災対策の推進 ・地震時の電気火災リスクを低減するための感震ブレーカー等の推進
2	放火防止対策	・放火されない環境づくりの推進 ・地域での放火防止対策の推進
3	事業所の 防火安全対策	・防火・防災管理体制の整備、充実 ・火気使用設備等の点検及び維持管理の徹底 ・消火・避難・通報等の訓練の実施 ・違反是正指導の推進
4	製品火災の 発生防止対策	・製品の適切な使用・維持管理の周知 ・製品火災に関する注意情報の周知
5	多数の観客等が 参加する行事 の火災予防対策	・火気器具等を使用する露店等への指導 ・ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

☆火災予防運動に関連する主な行事☆

！はっぴ通園

期間中、保育園等の年長組の園児達が、「火の用心」のはっぴを着て通園します。



！少年消防クラブ防火作品展

＜日時＞ 10月16日（木）～11月3日（月）
午前9時30分～午後6時00分（図書館開館時間）
＜場所＞ 豊川市中央図書館2階 展示スペース

！豊川市防火大会

＜日時＞ 11月7日（金）午後2時から
＜場所＞ 豊川市文化会館 大ホール

※文化会館市民広場にて、不要になった消火器の回収を行います。回収費用は1000円程度です。



！住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の周知

ソーラエナジー株式会社との包括連携事業の一環として、訪問による住宅用火災警報器とガス漏れ警報器の維持管理の周知を合同で実施します。

！事業所の防火対策に係る注意喚起及び立入検査

！移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の一斉立入検査

！防火広報

期間中、消防車両による広報を実施します。

諏訪駅の南側にあります、すわ広告ビルにおいて、デジタルサイネージによる広報を実施します。

【問い合わせ先】

豊川市消防本部予防課予防担当 TEL：0533-89-9682
E-mail：shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp





家庭では・・・ 火災の予防は一人ひとりの意識が大切です！

- ◇ ゴミの焼却はやめましょう。
- ◇ 寝タバコはやめ、灰皿の吸い殻は確実に消えているか確認しましょう。
- ◇ 火を使っている時はその場を離れない。特に天ぷら油には注意しましょう。
- ◇ たこ足配線、電気コードの踏みつけはやめましょう。
- ◇ ストープの近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
(石油ストーブなどの使用中の給油はやめましょう)
- ◇ 住宅用火災警報器の設置・点検をしましょう。
(電池切れや故障にご注意！設置から10年以上の場合は本体の交換をしましょう)

火災から命を守る 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器



【総務省消防庁HP】

住宅用火災警報器



【豊川市HP】

古くなった消火器にご注意！！

- ・ 容器の変形・破損・腐食や脱落は、容器の破裂事故を誘発する危険性があります。
- ・ 古くなった消火器は、交換しましょう。
- ・ 消火器は、不燃、危険、粗大ゴミでは回収しません。



放火対策



- ・ 家の周囲に燃えやすい物を置かない。
- ・ ゴミは収集日の朝に出すようにする。
- ・ バイクカバーや自動車カバーは防災製品にする。

悪質

消火器 や 住宅用火災警報器 の悪質な訪問販売・点検業者にご注意ください！

- ◇ おかしいと思ったら、勇気を持ってキッパリ断りましょう。
- ◇ 身分証明書の提示を求めましょう。
- ◇ 契約書をよく読み、むやみにサインするのはやめましょう。





事業所では・・・

「消防訓練」を実施しましょう！

火災や地震等の災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。もし災害が発生した場合、被害を最小限に食い止めるには、そこにいる人たちが適切な判断をし、行動することが必要です。何をしなければならないのか、訓練によって身につけましょう。



訓練の仕方（主な訓練）

◇ 通報・連絡訓練

119番通報の仕方及び放送設備の使い方を確認します。

◇ 初期消火訓練

消火器や消火栓の使い方を確認します。

◇ 避難訓練

実際に避難して避難経路の確認及び避難器具の使い方を確認します。

◇ 地震想定訓練

地震時の出火防止や救出方法、また不特定多数の人を収容する建物では、地震の状況及び交通機関の状況等の情報提供をする訓練をします。

◇ 総合訓練

火災等を想定し、消防計画に基づく任務に従い、発見から消防隊への情報提供までの訓練をします。



訓練を行う時期は

訓練担当者は、全員が参加できる日を決めます。



営業時間や勤務時間が異なる複合用途建物では

全員の参加が困難な場合は、いずれかに参加できるように訓練を数回に分けることも一つの方法です。また、参加できない方は、参加した人から教えてもらい、次回は参加するようにしましょう。

訓練の実施方法や指導についてわからないことがありましたら、お気軽に消防本部予防課予防担当へお問い合わせください